

[事案 30-200] 配当金支払請求

・平成 31 年 4 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時に渡された設計書のシミュレーションに記載された運用成果額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 11 月に契約した変額個人年金保険について、以下の理由により、設計書のシミュレーションに従って、最低でも 1 回分の運用成果額を支払うか、契約を無効として、既払込保険料に利息を付けて返還してほしい。

(1) 募集人から、設計書のシミュレーションを用いて説明を受け、運用成果は最低でも契約期間中 8 回程度支給されると説明された。上記文書には、8 回までは 100% 運用成果を受け取れると記載されている。

(2) 運用成果の支払い回数が減ることは容認できるが、1 回も支給されないのは問題である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 本契約は、特別勘定の積立金額が基本給付金の 105% に達するたびに、契約者に運用成果を支払うというものであるが、契約締結以降、基本給付金の 105% に達したことがないため、運用成果を支給することはできない。

(2) 設計書、契約締結前交付書面等に、将来の運用成果や運用実績を保証するものではない旨等が記載されている。募集人はこれらの資料を用いて、申立人に将来の運用成果の受取を保証するものではない旨を説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、設計書のシミュレーションに記載されている内容が契約の内容であるとは認められず、募集人の説明義務違反も認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。